

議案第52号

養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
養父市国民健康保険診療所条例（平成16年養父市条例第153号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条の表養父市国民健康保険出合診療所の項中「養父市出合223番地2」を「養父
市出合198番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月18日から施行する。

議案第52号 養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第2条 (略)		(名称及び位置) 第2条 (略)	
名称	位置	名称	位置
養父市国民健康保険大屋診療所	養父市大屋町加保672番地 1	養父市国民健康保険大屋診療所	養父市大屋町加保672番地 1
養父市国民健康保険大屋歯科診療所	養父市大屋町加保678番地 1	養父市国民健康保険大屋歯科診療所	養父市大屋町加保678番地 1
養父市国民健康保険出合診療所	<u>養父市出合223番地 2</u>	養父市国民健康保険出合診療所	<u>養父市出合198番地 2</u>